

国登録有形文化財 旧上田家住宅

貸室利用案内



向日市文化推進課

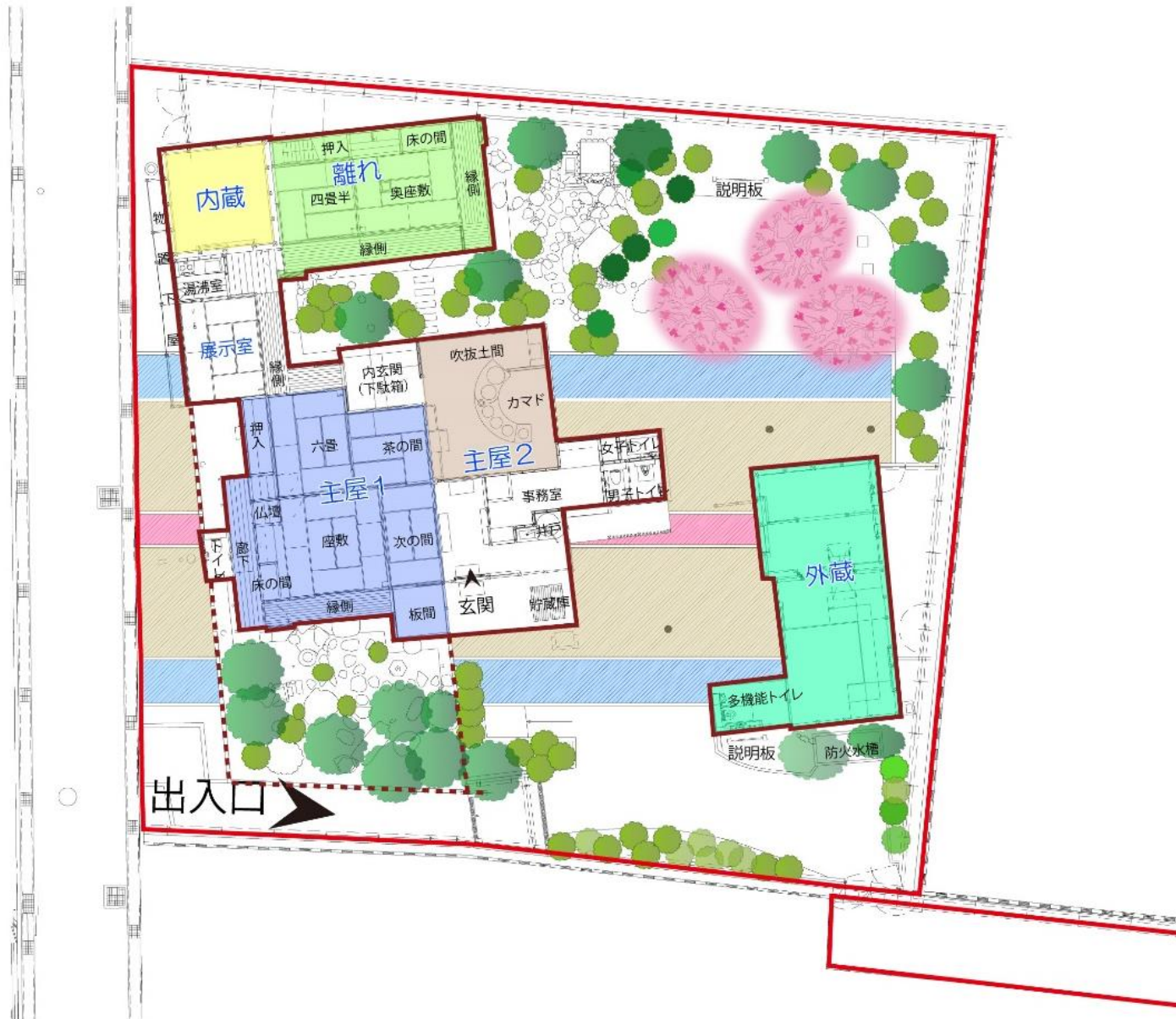
2024.4.1

国登録有形文化財 旧上田家住宅

所在地:京都府向日市鶏冠井町東井戸64番地の2

TEL:075-874-1023

FAX:075-874-1082



★貸室は公開使用となっております。

ご利用中に施設見学の方が見学のために貸室近辺に立ち寄られることがございますので、ご了承ください。

ご理解とご協力をお願いいたします。

■開館時間

- ・午前9時30分から午後8時まで
(夜間の使用者がいない場合は、午後4時30分に閉館します。)

■休館日

- ・月曜日(休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
- ・資料整理日(毎月1日) ※土・日・月の場合は次の平日
- ・年末年始(12月28日から1月4日)
- ・特別警報・暴風警報発表等の場合

■貸室使用時間

- ・午前(9時30分から12時30分)、午後(13時30分から16時30分)、夜間(17時から20時)の3区分です。
- ・貸室使用時間には、準備・片付け、入館者の入退場等施設使用に要するすべての時間を含まず。時間内にすべてが終了するようにご注意ください。

■貸室の申込み方法

- ①直接来館の上、申込書に必要事項を記入し、事務室に提出してください。
- ②申し込みと同時に使用料を現金でお納めください。
- ③使用許可書と領収書をお渡しします。

- ・電話での使用申込受付、仮押さえ等は一切行っておりません。
(貸室の空き状況は電話でご確認いただけます。)
- ・郵送、インターネット等での受付や申込書の送付は行っておりません。
- ・使用日の属する月の2か月前の初日から7日前までに申込書をご提出ください。
- ・使用の当日、必ず使用許可書を持参し、事務室に提示してください。

■貸室使用料金

- ・各施設の使用料については、「使用料一覧」を参照してください。

使用料一覧

施設		単位	向日市民等	向日市外
主屋1	座敷(8畳)、次の間(4畳)、 六畳(6畳)、茶の間(4.5畳)、 板間	午前	1,000円	1,300円
		午後	1,000円	1,300円
		夜間	1,000円	1,300円
主屋2	土間、カマド	午前	500円	650円
		午後	500円	650円
		夜間	500円	650円
内蔵	貸ギャラリー(9畳)	午前	750円	1,000円
		午後	750円	1,000円
		夜間	750円	1,000円
離れ	奥座敷(6畳)、 四畳半(4.5畳)	午前	650円	850円
		午後	650円	850円
		夜間	650円	850円
附属設備及び冷暖房費等		次ページをご参照ください。		

・貸室の時間帯は、下記のとおりです。

[午前] 9:30～12:30

[午後] 13:30～16:30

[夜間] 17:00～20:00

・午前から午後、午後から夜間など通しでご利用の場合は、間の時間帯も連続して利用できます。

・使用のための準備・後片付けに要する時間も使用時間帯に含まれます。

- ・すべての貸室について、連続して使用できる期間は14日間(休館日を含む)です。
- ・向日市民等とは、向日市内に住んでいる方、通勤・通学する方及び向日市内に事務所を有する法人その他の団体を指します。

■附属設備器具等の使用

- ・施設内の設備器具等の使用及び操作は、職員の指示を受けてください。
- ・使用許可を受けていない設備、備品等の使用及び移動することはできません。

附属設備等使用料

附属設備	単位		使用料
内蔵 貸ギャラリー ワイヤーフック	1本	午前・午後・夜間 各1回につき	10円
離れ 茶の湯セット (縁、釜)	1回		200円
離れ 茶の湯電気窯 (電熱)	1回		200円
湯沸室 (ガスコンロ)	1回		200円
冷暖房	1時間		100円

- ・無料で貸出備品は下記のとおりです。ご利用の際は職員にお声がけください。

長机、座卓、座布団、中座椅子、緋もうせん、湯呑み、急須、お盆、流し台
やかん、おたま、お皿、食器洗剤、スポンジ

■使用の変更・取消

使用者が使用許可の内容を変更しようとする場合、又は使用を取り消す場合は、事務所に連絡の上、使用日の7日前までに手続きを行ってください。

この場合、すでに納めていただいた使用料は下記の場合を除き、一切返金できません。

- ① 災害その他の不可抗力により、使用者の責に帰さない事由により使用することができなくなったとき。
- ② 旧上田家住宅の管理上の都合により、使用の許可を取り消したとき。
- ③ 使用者が所定の手続きを使用日の一週間前までに行ったとき。

■使用許可の取消

使用許可後であっても、以下の場合は使用許可を取り消します。

- ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 施設、附属設備等を損傷、滅失するおそれがあると認められるとき。
- ③ 集団的又は常習的に、暴力又は不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ④ 条例、規則、使用許可条件及びこれらに基づく職員の指示に従わないとき。

■使用者に守っていただくこと

- ① 許可を受けた主屋等の施設以外は使用しないこと。
- ② 営利を目的として使用しないこと。
- ③ 政治的又は宗教的活動に使用しないこと。
- ④ 施設又は設備を損傷し、滅失するおそれがある行為をしないこと。
- ⑤ 他の使用者の使用や観覧を妨げたり、危害を加えるおそれのある行為をしないこと。
- ⑥ 危険物など他の使用者に危害を及ぼしたり、迷惑をかけるおそれのある物を持ち込まないこと。
- ⑦ 排出したゴミ類は持ち帰ること。
- ⑧ その他職員の指示に従うこと。

■飲食について

所定の範囲において飲食は可能です。

持ち込みの他、仕出し弁当等外部の店舗に料理の配達を依頼することは可能です。ただし、配達商品の注文、受け取り及び食器類の返却等は使用者の責任のもとでご対応願います。(※次ページの表を参照)

■火気の取り扱いについて

旧上田家住宅は国登録有形文化財であり、火災予防のため、敷地内は所定の範囲以外はすべて火気厳禁です。

また、敷地内は全面禁煙です。(※次ページの表を参照)

※飲食及び火気の使用範囲

施設		飲食	火気
主屋 1	座敷(8畳)、次の間(4畳)、六畳(6畳)、茶の間(4.5畳)、板間	可能	使用禁止
主屋 2	土間、カマド、		<u>カマドのみ使用可能</u>
内蔵	貸ギャラリー(9畳)	禁止	使用禁止
離れ	奥座敷(6畳)、四畳半(4.5畳)	可能	
湯沸室		禁止	<u>ガスコンロのみ使用可能</u>
上記以外の施設及び敷地内			使用禁止

■目的外使用等の禁止

- ・使用の権利を譲渡、転貸することはできません。そのような事実関係が認められたときは、使用の許可を取り消します。

■損害賠償の責任

- ・使用者がその責に帰すべき理由により施設又は附属設備等を損傷、滅失したときは、弁償となります。

■原状回復

- ・使用終了後、使用した貸室等を原状に回復し、職員による点検を受けてください。
- ・使用された施設備品等は、所定の位置に返却してください。

■所持品の管理

- ・使用者の所持品、荷物等の管理は、使用者の責任において行ってください。敷地内での盗難・破損等の責任は一切負いません。

■駐輪、駐車について

- ・南内裏公園の北側のスペースに駐車可能です。(台数に限りがあります)
- ・旧上田家住宅前の道路は狭いため、車両の出入庫時は十分に安全確認を行ってください。
- ・事故については、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。



駐輪、駐車はこちらの場所をお願いします。

■その他

- ・管理運営上の都合で職員が貸室内へ立ち入る場合があります。
- ・使用料の減免制度があります。詳細はお問い合わせください。

かまどを使用する場合のお願いと注意点

- ・薪は施設で用意したものを使用してください。
- ・新聞紙、マッチやライター等は使用者が準備してください。
- ・使用の前には消火器及び消火用バケツの位置を確認してください。
- ・火を使っている間はその場から離れないでください。
- ・火を扱う方は衣服の袖口に火がつかないようにご注意ください。
また、燃えやすい化学繊維などの衣服の方は火の粉にもご注意ください。
- ・使用した薪は燃やし切り、残った炭を火消し壺に入れフタをし、消火してください。
- ・消火の際に、水をかけないでください。
- ・使用後は鎮火の確認、周辺の掃除をしてください。
- ・未使用の薪や発生したゴミはお持ち帰りください。
- ・他の見学者の通行の妨げにならないようにご配慮をお願いいたします。

不明な点は事務室までお問い合わせください。

ルールを守って、安全にご利用ください。

皆さまのご協力、よろしく申し上げます。

